

令和 8 年度第 2 回（令和 8 年 7 月 2 8 日）行財政改革推進本部会議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：総務部行政経営課 [内線 4 1 7 4]

1 件名

使用料・手数料の見直しについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

使用料・手数料見直し指針（以下「見直し指針」という。）に基づく使用料・手数料の改定は、復興事業に一定の目途が付いた令和元年 10 月に、消費税率等の引上げに合わせて実施したが、それ以降、現在に至るまで行われていない。

この間、物価やエネルギー価格の高騰等を背景に、行政サービスの維持・提供に要する経費が増加傾向となっているため、受益に見合う応分の負担を基本とする使用料・手数料の現行料金は、必ずしもその原価を適切に反映したものとはいえない状況となっている。

【目的】

行政サービスに要する費用に基づく適正な使用料・手数料に見直しを行い、特定のサービスを利用する受益者と税（公費）の負担の適正な均衡を図る。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令：☒有 ☐無】

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

【総合計画の位置付け：☒有 ☐無】

第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち

第 1 節 市民に寄り添い信頼される行政運営の推進

2 市民サービスの利便性の向上を図る

第 2 節 持続可能な行財政運営の推進

1 健全で持続可能な財政運営を行う

【個別計画の位置付け：☒有 ☐無】

石巻市行財政改革推進プラン 2030

基本目標 3 未来につなぐ健全な財政基盤を構築する 9 使用料・手数料の適正化

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 20 年 5 月 見直し指針の策定

平成 26 年 4 月 消費税率等の引上げに伴う使用料・手数料の改定

令和 元年 10 月 消費税率等の引上げ及び見直し指針に基づく使用料・手数料の改定

令和 8 年 1 月 見直し指針の全部改正

2 月 各部へ見直し指針に基づいた算定料金について照会

5 月 各部案の内容に係るヒアリングの実施

6 月 改定料金最終案の調整

5 主な内容

- 1 原則として維持管理経費などのコストから料金を算定（激変緩和措置として原則 1.5 倍を上限）
- 2 体育施設など市内に類似施設が複数ある施設で料金が統一されている場合、原則、統一料金となるよう各施設の適正料金の平均値などにより改定
- 3 法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定ができないもの、公営企業における使用料・手数料や別途政策的な検討が必要なものは今回の検討の対象外とした。
- 4 非来庁型サービスを促進するため、コンビニエンスストアにおける住民票等の交付（以下「コンビニ交付」という。）に係る手数料を減額改定（当分の間）
- 5 経過措置については、使用料等の改定に係る周知期間が必要なこと、また、施設によっては、既に令和 9 年 4 月 1 日以降の予約を受けていること等を勘案し、前回改定時と同様に令和 9 年 4 月 1 日以後の許可等に基づき徴収すべきものから改定料金を適用することとする。

※改定案の検討状況については、別紙資料 1-1 及び 1-2 参照

※改定の対象となる条例については、別紙資料 1-3 参照

※改定（案）一覧については、別紙資料 1-4 参照

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

財源の安定確保及び市民負担の公平確保を図ることにより、持続可能な行財政運営の実現に資することができる。

また、本見直しによる影響額は、次のとおり。

①見直しに係る使用料・手数料影響額： 7, 560 千円増

②コンビニ交付手数料減額の影響額： 4, 396 千円減

③指定管理施設における収入影響額：253, 384 千円増

※ 指定管理施設の利用料金については、本来、条例で定める上限額の範囲内で決定されるものであり、当該影響額は、改定後の上限額へ料金改定をしたものと仮定して算出した。

7 他の自治体の政策との比較検討

令和 6 年 4 月 角田市、大崎市（2 市は使用料のみの改定）、登米市

令和 7 年 4 月 塩竈市、名取市

令和 8 年 4 月 多賀城市

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 9 月 市議会第 3 回定例会に係る条例の改正について提案（施行予定年月日：令和 9 年 4 月 1 日）

11 月～ 改定料金の周知（市報、市ホームページ、施設での掲示等）

令和 9 年 4 月 改定料金の施行

9 その他